

旅館の構造設備及び管理の基準等

区分	旅館・ホテル	簡易宿所	下宿	
定義	施設を設け、宿泊料を受けて、人を宿泊させる営業で、簡易宿所営業及び下宿営業以外もの	宿泊する場所を多数人で共用する構造及び設備を主とする	1月以上の期間を単位とする宿泊料	
構造等 (旅館業法施行令)	客室	1客室床面積7㎡(寝台を置く客室にあつては、9㎡)以上☆	客室延床面積33㎡以上 (宿泊者10人未満の場合:3.3㎡×宿泊者数以上)☆★	
	階層式寝台	—	上下段の間隔1m以上	
	玄関帳場	宿泊しようとする者との面接に適する玄関帳場その他代替設備☆	—	—
	換気、採光等	適当な換気、採光、照明、防湿、排水の設備を有する		
	入浴設備	適当な規模の入浴設備 (近接して公衆浴場がある等入浴に支障をきたさないと認められる場合を除く)		
	洗面設備	適当な規模の洗面設備		
	便所	適当数有する		
	設置場所	学校等の周囲概ね100mの区域内の場合、客室や遊技ホール等を見通せない設備	—	—
配置(法3条3項)	学校、児童福祉施設、社会教育施設等が100m以内にあるときは設置者等に意見聴取			
管理等 (鳥取市旅館業法施行条例)	清潔措置	<ul style="list-style-type: none"> ・ 浴衣、布団の襟部及びまくらを覆う布・敷布は宿泊者ごとに洗濯 ・ 便所、下水溝等にはねずみ及び昆虫の防除装置を施し駆除に努める 		
	收容定員	客室の有効面積3㎡につき1人以下	客室の有効面積1.5㎡につき1人以下	
	浴室	<ul style="list-style-type: none"> ① 外部から見通せない ② 水質基準(レジオネラ属菌は10cfu/100mL未満)に適合 ③ 所定の水質検査の実施・報告 ④ 原湯を貯留する槽は、1年に1回以上、清掃・消毒。適切な方法で生物膜を除去。 ⑤ 浴槽水は入浴者ごとに完全に交換する場合を除き、入浴者が使用する際には満水にし、原湯、原水又は十分にろ過した湯水を供給して清浄に保つ ⑥ 毎日(連日使用浴槽水は1週間に1回以上)、浴槽水を再利用せずに完全に新たなものに交換するとともに、浴槽を清掃する ⑦ ろ過器使用の場合、 1週間に1回以上ろ過器、配管等の清掃・消毒 1年に1回以上ろ過器、配管等の生物膜除去 ⑧ あがり湯・水及び打たせ湯は浴槽水を再利用しない ⑨ 浴槽水を消毒するときは、次のいずれかの方法により行うこと。 ア 塩素系薬剤を使用し、入浴時の遊離残留塩素濃度を1リットル当たり0.2ミリグラムから0.4ミリグラムまでに保つ方法 イ 消毒の効果がアに掲げる方法と同等以上であると市長が認める方法 ④⑥⑦⑨を点検表により点検し、3年以上保管 		

※季節営業・一時的営業施設、山小屋等については☆、農村体験民宿等については★は適用除外